

○海上保安庁告示第九十五号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）及び港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行に伴い、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第六条第四項の規定に基づき、同項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示

海上交通安全法施行規則第六条第四項の告示で定める記号は、別表の左欄に掲げる情報の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる記号とする。

附 則

この告示は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年十月十四日海上保安庁告示第二百十二号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表

	情報	記号	備考
仕向港に関する情報	一 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号。以下この表において「港則法告示」という。）の別表第一の中欄に掲げる港又は港内の区域を仕向港とする場合	「>」と当該港又は港内の区域に対応する同表の右欄に掲げる港を示す記号とを組み合わせた記号	
	二 国連LOコードが付与されている港を仕向港とする場合（一に掲げる場合を除く。）	「>」と当該港を示す国連LOコードとを組み合わせた記号	国連LOコード冒頭の2文字のアルファベットとその後の3文字のアルファベットとの間には1文字のスペースを空けるものとする。
	三 国連LOコードが付与されていない港を仕向港とする場合（一に掲げる場合を除く。）	「>===」と当該港の一般的に受け入れられている英語名称又は地域で使われている名称のアルファベット表記とを組み合わせた記号	
	四 仕向港が未定である等仕向港の港名が不明である場合	「?? ???」	
その他進路に関する情報	仕向港に向かう途中で東京湾中ノ瀬でびよう泊する場合	「/」と「NNX」とを組み合わせた記号	この表の仕向港に関する情報の区分に対応する同表の中欄に掲げる記号（港則法告示による仕向港での進路を示す記号がある場合にあっては、同記号）の後に付するものとする。

注1 この表において「国連LOコード」とは、国連欧州経済委員会勧告第16号（UN/ECE/TRADE/227）において定める国名と場所名を示す5文字のアルファベットから成るLOCODEをいう。

注2 この表において「東京湾中ノ瀬」とは、次の各号に掲げる線の間の海域をいう。

- 一 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から〇度四、〇三〇メートルの地点（同地点を示す目安として中ノ瀬航路第一号灯標が設置されている。）から二一度七、二〇〇メートルの地点（同地点を示す目安として中ノ瀬航路第七号灯標が設置されている。）まで引いた線
- 二 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一一度六、八一〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬D灯浮標が設置されている。）、同灯台から一四一度三〇分五、九二〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬C灯標が設置されている。）、同灯台から一五九度三〇分七、四五〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬B灯標が設置されている。）、第二海堡灯台から三三八度五、〇三〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬A灯標が設置されている。）を順次に結んだ線

注3 搭載している船舶自動識別装置の性能上、次の各号に掲げる記号を送信することが困難な場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることをもって代えることができるものとする。

- 一 「>」 「TO」を付し、その後に1文字のスペースを空けること
- 二 「===」 「000」を付し、その後に1文字のスペースを空けること
- 三 「?? ???」 「UNKNOWN」を付すること
- 四 「/」 1文字のスペースを空け、その後に「00」を付すること